

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 56

[事務局] 稚内市消費者センター
稚内市中央4丁目16番2号
稚内市保健福祉センター2階
電話 0162-23-4133

市役所などの公的機関を騙る 不審な電話にご注意ください！

☎ 「介護保険料の還付金があるので書類を送っていたが、まだ書類が返送されていない」という電話が入った。「再度送付して欲しい」と依頼したが断られたので、不審に思い担当窓口に行くと伝えると電話は終了し、大事に至りませんでした。

このような電話が市内で2件発生していましたが、市の介護保険担当課（長寿あんしん課）では連絡した事実はなく、特殊詐欺の可能性があるととして稚内警察署へ情報提供を行いました。

- ★ 稚内市職員から電話により個人情報聞き取ることはありません。
不審に感じた際は、すぐに手続きを進めず、電話の場合には番号が稚内市の番号であるかをご確認ください。

「新しい生活様式」の定着で増える 悪質商法にご注意ください！

インターネット通販トラブル

- ★ 「インターネットで注文した商品が届かない」「お試しと思ったら定期購入だった」等のトラブルが発生しています。不正な個人情報を抜き取る悪質な偽ショッピングサイトもあります。

⇒ サイトのURLや規約等を十分確認しましょう。

(情報提供元：消費者庁地方協力課)

相談事例(稚内市消費者センター)

●副業サイトに申し込んだが解約した。その後事業者から請求を受け困惑

【相談内容】

3月上旬、スマホで見つけた副業サイトにメッセージアプリで登録した。事業者から電話で説明され、40万円のアフィリエイトのサポート契約をし、クレジットで支払った。後日ネットで調べると「詐欺だ」との書き込みを見て辞めたいと思い、警察に相談すると事業者が解約を受理し返金されることとなった。しかし、事業者に「警察に何を話したか」と聞かれ「詐欺にあった」と伝えると「名誉棄損であり、3万円支払ってもらう」と言われた。支払わなければならないのか？

【対処】

すでに警察も介入し解約手続きが進んでいることから3万円の請求については、事業者へ正確な請求根拠を確認する必要があると話した。警察に再度相談し、その場で電話をかけ納得がいくまで確認をしては如何かと伝えるとともに、地元の法律相談を案内した。



困った時には、稚内市消費者センターへご相談ください。

電話 0162-23-4133 稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階
FAX 0162-23-4134

☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。

向こう3ヶ月の【実施日】 5月9日 ・ 6月13日 ・ 7月11日

- 相談時間は、午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）
- 相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。下記へご連絡願います。
- ☆ 稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ 電話（直通）23-6413

★★★ 5月は「消費者月間」です ★★★

☆消費者庁の全国の統一テーマ「**“消費”で築く新しい日常**」

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、マスクを始めとする生活用品の買い占め、買いだめなどが発生しました。誤った風説や心理的に不安定な状態となっている消費者に付け込む悪質商法等により、新たな消費者被害が発生しています。このような現状を踏まえ、自分のことだけでなく社会全体のことを考えた消費行動が求められています。また、急速なデジタル化の進展に伴い情報が氾濫する中、新たな消費者被害を防止していくためには、行政による正確な情報発信等の取組に加え、消費者の自立と事業者の自主的取組の加速化など、消費者、事業者、行政が一体となった取組が重要です。

★消費者月間パネル展を開催します

☆4月28日～5月12日【キタカラ・アトリウム】

☆5月13日～5月27日【図書館・エントランス】